

質 疑 回 答 書

令和7年8月21日

吹田市水道部

工事名又は業務名 泉配水幹線布設工事(垂水町工区)

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	共通代価については、資材単価が「令和7年4月」、処分費が「令和6年度下半期及び令和7年度」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。 また、共通代価以外については、資材単価が「令和7年6月」、処分費が「令和6年度下半期」、労務単価が「令和7年3月」単価を適用しております。
2	設計書	単価適用年月日をご教示下さい。	
3	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	
4	設計書	歩掛・経費年度は「令和6年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和6年度」と理解してよろしいでしょうか。	歩掛年度については、共通代価が「令和7年度」、共通代価以外が「令和6年度」を適用しております。また、経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和6年度」を適用しております。
5	設計書	諸経費は、何年度でしょうか。ご教示下さい。	
6	設計書	経費年度は「令和7年度」、経費区分は「上水道」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
7	設計書	建設機械等損料表は「令和6年度」使用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
8	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	設計書	週休2日工事区分として、全工期かそれとも、月単位週休2日でしょうか。ご教示下さい。	「吹田市水道部「4週8休工事」実施要領(令和7年8月1日改正分)」に準拠しております。 「水道施設整備に関する工事の補正係数」については、「水道実務必携(令和6年度)」を適用しております。
10	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響有り(2)」と考えてよろしいでしょうか。	「一般交通影響有り(1)」で計上しております。
11	設計書	施工地域区分は、一般交通影響あり(2)でしょうか。ご教示下さい。	
12	設計書	現場環境改善費の計上の有無をお教え下さい。	現場環境改善費については、計上しておりません。

質 疑 回 答 書

令和7年8月21日

吹田市水道部

工事名又は業務名 泉配水幹線布設工事(垂水町工区)

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
13	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」他です。今回工事の歩掛は水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を適用しております。
14	設計書	水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)の歩掛が令和7年度適用の場合、その代価表内の代価表で土木工事標準積算基準書を採用のもの『小型バックホウ』とか『トラック(クレーン装置付)運転』とかの歩掛は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和6年度を適用しております。
15	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」他です。今回工事の歩掛は施工パッケージ以外の土木工事標準積算基準書は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和6年度を適用しております。
16	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和6年度」他です。今回工事の歩掛は下水道用設計標準歩掛表は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和6年度を適用しております。
17	設計書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(下半期R07. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
18	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和6年度建設発生土受入価格(下半期R07. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
19	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R7. 4. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
20	設計書	本工事の燃料(軽油、ガソリン)の単価適用年月日と出典をご教示ください。また、複数の単価を使用してしまってる場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	令和7年4月単価を適用しております。
21	設計書	本工事にて残土、残塊の処分地までの距離はどこからの距離として考えればよろしいですか。代価表によって「吹田市の中心地点から」、「現場から」の違う採用の仕方をしている場合は第3号表、第5号表、第8号表、第10号表、第22号表、第23号表、第24号表、第25号表、第101号表、第115号表、第125号表、第131号表それぞれにご教示ください。	「吹田市の中心地点から処分地までの距離」を採用しております。

質 疑 回 答 書

令和7年8月21日

吹田市水道部

工事名又は業務名 泉配水幹線布設工事(垂水町工区)

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
22	設計書	第5号表「残塊処分工(路面切削)」内の第203号表「殻運搬(路面切削) DID有り 22.0km以下」となっています。『22.0km以下』ということは19.1km～22.0kmの処分地ということになりますが、大阪府都市整備部令和6年度建設廃棄物等受入価格(下半期R07. 2. 1適用)に掲載のASガラ(路面切削)の処分地で『16.5km以下』のリサイクル協同組合より安いのは30km以上ある(協)大阪南部リサイクルセンターだけとなります。何か誤謬されていませんか。第203号表「殻運搬(路面切削) DID有り 22.0km以下」は設計書の通りに積算するとしても、処分地(ASガラ投棄料(昼間)【運搬費含まない】DT10t(国) 路面切削)はどこを選んでおられるのでしょうか。「吹田市の中心地点から何km以下」とか「現場から何km以下」とかで、ご教示ください。	「吹田市の中心地点から22.0km以下」を採用しております。
23	設計書	第13号表「表層(車道・路肩部) タックコート PK-4 」の中に『再生密粒度アスコン(13)ストレート/小型車』とありますが、小型車割増は計上してあるのでしょうか。よくご確認の上ご回答ください。	計上しております。
24	設計書	第14号表「基層(車道・路肩部) プライムコート PK-3 」の中に『再生粗粒度アスコン(20)ストレート/小型車』とありますが、小型車割増は計上してあるのでしょうか。よくご確認の上ご回答ください。	計上しております。
25	設計書	第15号表「表層(歩道部) 瀝青材無し 」の中に『開粒度アスコン(13)/小型車』とありますが、小型車割増は計上してあるのでしょうか。よくご確認の上ご回答ください。	計上しております。
26	設計書	第16号表「インターロッキングブロック工 」にある『フィルター砂 最大粒径4.75mm以下』は物価資料より求められたのか、大阪府資材調査単価より求められたのか、それとも見積でしょうか。出典をご教示ください。	大阪府資材調査単価を採用しております。
27	設計書	設計書11頁にある「区画線工 青矢羽根,L=1500 W=750」について、 1.排水性対応型かどうか。 2.夜間視認性向上型かどうか。 以上2点についてご教示ください。	いずれも採用しておりません。
28	設計書	第31号明細表にある『運搬費 20km特大品割増20t以上』の回送の数量をご教示ください。	6回送で計上しております。
29	設計書	第31号明細表の運搬費で、20km特大品割増20t以上の回送の回数をご教示ください。	
30	設計書	第31号明細表にある『運搬費 20km特大品割増20t以上』はこの特大品の表現から令和4年度以前の単価(共通代価)』と推察されますが、流用されていませんか。ご教示ください。	「運搬費20kmまで 20t車以上 30t車まで」で積算してください。
31	設計書	第 14号、20号、25号明細書にある「インターロッキングブロック工 とりこわし撤去 時間制約無 夜間無4週8休 100㎡未満」には施工規模補正、4週8休補正は計上してありますか。よくご確認の上ご回答ください。	計上しております。